

## 附属機関等の設置等に関する方針

### 1. 趣旨

この方針は、附属機関等の設置及び運営等に関し、準拠すべき基本的な事項を定めるものとする。

### 2. 附属機関等の定義

この方針において、「附属機関等」とは、次のいずれかに該当するものをいう。

- (1) 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 138 条の 4 第 3 項の規定に基づき法律又は条例により設置する附属機関
- (2) 規則、要綱等の定めるところに基づき設置し、その設置目的、構成員、機能等に照らして附属機関と同様の性質をもつ機関

### 3. 附属機関等の設置・見直し

#### (1) 新たな附属機関等の設置について

附属機関等を新たに設置しようとする場合は、既存の附属機関等と設置目的が類似又は所掌事務が重複しないよう十分検討した上で、必要最小限の設置にとどめるものとする。

ただし、法令等により設置が義務付けされているものは除く。

#### (2) 既存の附属機関等の見直しについて

既に設置されている附属機関等で次の事項に該当するものは、廃止、統合の見直しを検討するものとする。ただし、法令等で必置の附属機関等には、適用しないものとする。

- ①設置目的が達成されたもの
- ②社会経済情勢の変化等により必要性の低下したもの
- ③活動状況が著しく不活発なもの
- ④定例的に開かれ単なる行政情報の伝達や報告の機会となっているもの
- ⑤設置目的や所掌事務が類似又は重複している附属機関等があり、独立して設置する意義が薄れているもの
- ⑥法令等の改正により必置規制が見直されたもの
- ⑦他の行政手法等により代替可能なもの

#### 4. 附属機関等の委員の選任等

附属機関等の委員の選任については、当該附属機関等の機能が十分に発揮されるよう設置目的に応じ、幅広い分野から適切な人材の選任に努めるものとし、市民にあっては、泉南市自治基本条例の趣旨を踏まえ、目的・趣旨にふさわしい人材を選任するものとする。

また、選任した委員に対しては、その役割を十分説明するよう留意するものとする。

##### (1) 委員の選任基準

###### ① 委員数について

委員数は、審議の活性化と効率的な運営を図るため、必要最小限とし、原則として20人以内とし、現在20人以上の審議会等については、適正規模を検討し、委員の改選時期等を目処に可能な限り縮小するものとする。

###### ② 年齢について

幅広い年齢層から委員を選任し、幅広い意見を聴取することができるようにその均衡に配慮することとし、原則として新任の場合は、70歳以下から委員の選任を行うものとする。再任の場合は、任期満了時の年齢が80歳を超えないものとする。

ただし、公募により選任する委員については、この限りでない。

###### ③ 長期就任について

委員を再任する場合は、より多くの市民参加の機会を確保するとともに、意思決定の硬直化等の弊害を生じないようにするため、長期就任者の登用を極力避けるよう継続在任期間は、原則として12年までとするものとする。

###### ④ 重複就任について

審議日程の調整に支障が生じることや出席率の向上を図るため、同一人の複数附属機関等への委員就任については、原則として5機関以内とするものとする。

ただし、公募により就任する委員については、2機関以内とするものとする。

###### ⑤ 充て職就任について

長期就任、重複就任等の問題の主な要因となっている充て職就任は、極力避けるように努めるものとする。また、止むを得ず団体等の代表として選任する場合、団体等の長に限らず次位の職にあるものを委員にするなど、附属機関等の委員として出席し、審議内容を充実させる意見が述べられる人物の登用を図るものとする。

#### ⑥行政関係者の就任について

行政が主導する附属機関等の運営にならないようにするため、行政関係職員の委員数は、必要最小限とするよう努めるものとする。

#### ⑦女性委員の登用について

「せんなん男女平等参画プラン」に基づき、女性委員の登用促進に努めるものとする。

#### ⑧公募委員の登用について

委員の選任にあたっては、附属機関の性質上、高度な専門知識が必要な場合等を除き、幅広く人材を登用するという観点から、原則として委員等の一部を公募により選任するものとする。

#### (2) 委員の選任における例外

委員の選任に際しては、上記(1)に掲げる選任基準に沿って選任することを原則とするが、次に掲げる場合には、例外として扱うことができるものとする。

- ①専門的な知識、経験等を有するものが他に得られないなど特別な事情があると認められる場合。
- ②法令等で委員の資格に関し、特別の条件が付されている場合。
- ③附属機関の性質上やむを得ないと認められる特別の理由のある場合。
- ④団体等の推薦により選任する場合。
- ⑤市議会議員を選任する場合。

### 5. 附属機関等の運営

附属機関等の運営については、会議の効果的かつ効率的な運営を図るため、次の事項に留意するものとする。

- (1) 附属機関等の会議の開催は、審議内容を勘案のうえ適正な開催回数に努め、開催経費の削減を図るものとする。
- (2) 会議の開催にあたっては、多くの委員が出席できるように日程調整に留意するとともに、出席状況の低い委員については、改選時に極力選任しないものとする。
- (3) 審議経過を明確にするため、議事録または議事要旨を作成するものとする。
- (4) 会議において活発な議論がなされるよう委員への積極的な情報提供に努めるものとする。

#### 附 則

この方針は、平成20年3月19日から施行する。

**附 則**

この方針は、平成28年9月1日から施行する。

**附 則**

この方針は、平成29年9月1日から施行する。